



平成 29 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社福田組
代表者名 代表取締役社長 太田豊彦
(コード番号： 1899)
問合せ先 取締役管理部長 内山文雄
電話番号 (TEL 025-266-9111)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 90 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

・単元株式数の変更

1. 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、国内上場会社の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。これを受け、当社は、東京証券取引所の上場企業としてかかる趣旨を尊重し、当社の株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

2. 変更の内容

単元株式数を「1,000 株」から「100 株」に変更いたします。

3. 変更予定日

平成 29 年 7 月 1 日

4. 変更の条件

本定時株主総会において、下記 . に記載の株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本年 7 月 1 日をもって効力発生するものといたします。

・株式併合

1. 併合の理由

上記 . に記載のとおり、単元株式数 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位の価格水準を、中長期的な株価変動等も勘案して、当社株式について 5 株を 1 株に併合（以下、「本株式併合」といいます。）を併せて実施す

るとともに、本株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を1億株から2,000万株に変更することといたしました。

2. 併合の内容

併合する株式の種類	普通株式
併合割合	平成29年7月1日をもって、同年6月30日の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

併合後の発行可能株式総数：20,000,000株（併合前 1億株）

併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年12月31日現在）	44,940,557株
併合により減少する株式数	35,952,446株
併合後の発行済株式総数	8,988,111株

（注）「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

株式併合の影響

株式併合により発行株式数は減少しますが、株式市況の動向など他の要因を別にすれば、理論上、株式数は5分の1になるものの、1株当たりの純資産額は5倍となりますのでお持ちの資産価値は変わりません。また、株式併合後の株価につきましても、理論上、株式併合前の5倍になります。

併合により減少する株主数

（平成28年12月31日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	5,564名(100.00%)	44,940,557株(100.00%)
5株未満	125名(2.25%)	160株(0.00%)
5株以上	5,439名(97.75%)	44,940,397株(99.99%)

本株式併合の結果、5株未満の株式を所有されている株主様125名（その所有株式の合計は160株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項および当社の定款の規定により、その保有される単元未満株式の株数と併せて単元株式数となる株数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。

また、同法192条第1項および当社の株式取扱規程の規定により、その保有される単元未満株式を買取るように当社に対して請求することも可能です。いずれにしても、お取引の証券会社か、または証券会社に口座をお持ちでない場合は当社株主名簿管理人までお問合せください。

1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条および第234条に基づき、端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てます。）に相当する数の株式の売却または買取りを実施した結果、端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配します。

3. 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案とおり承認可決されることを条件として、本年7月1日をもって効力発生するものいたします。

・ 定款一部変更

1. 定款変更の目的

上記、「 単元株式数の変更」「 株式併合」に記載したとおり、本株式併合による発行株式総数の減少を勧告し、当社定款第5条に規定される発行株式総数を1億株から2,000万株に変更し、当社定款第6条に規定される単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。

2. 変更の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案とおり承認可決されることを条件として、本定時株主総会をもって効力発生するものいたします。

3. 定款変更の内容

(下線部分が変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1章～第4章 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当会社の1単元の株式数は、<u>1000株</u>とする。</p> <p>第7条から第40条 (現行どおり)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1章～第4章 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>2千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当会社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第7条から第40条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 第5条(発行可能株式総数)および第6条(単元株式数)の変更は、平成29年7月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は当該変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>

・ 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年2月24日
定時株主総会決議日	平成29年3月28日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年3月28日(予定)
単元未満株式の買増停止	平成29年6月16日～6月30日
単元未満株式の買取停止	平成29年6月27日～6月30日
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年7月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年7月1日(予定)

(注) 上記の通り、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成29年7月1日となりますが、株式売買後の振替手続きの関係上、各証券取引所における売買単位が1000株から100株に変更される日は平成29年6月28日となります。

・平成 29 年 12 月期配当予定の修正

1．配当予想修正の理由

本株式併合の効力が発生することを条件に、平成 29 年 2 月 9 日に発表いたしました「平成 28 年 12 月期決算短信」記載の平成 29 年 12 月期の普通株式 1 株当たりの配当金の予想につきまして、本株式併合の割合に応じて、1 株当たり配当金額を 5 倍とする修正を行います。

なお、当該配当予想の修正は、株式併合に伴う、1 株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

2．修正の内容

	1 株当たりの配当金		
	第 2 四半期	期末	年間
前回予想 (平成 29 年 2 月 9 日発表)	円 銭 0.00	円 銭 18.00	円 銭 18.00
今回修正予想	0.00	90.00	90.00

以上

(添付資料) 【参考資料】単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

【参考資料】単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q1．単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A1．単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所で売買する際の単位の株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2．株式併合とはどのようなことですか？

A2．株式併合は、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q3．単元株式数の変更と株式併合を行う目的はなんですか？

A3．全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、単元株式数変更に合わせて当社株式の投資単位（1 売買単位あたりの価格）についても、中長期的な株価変動を勘案して、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施いたします。併合実施後の 100 株の理論上の株価は併合前の 5 倍となります。

Q4．株式併合によって資産価値に影響を与えないのですか？

A4．株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。なお、株式併合後は、株主様のご所有の当社株式数は併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 5 倍となります。また、株価についても、理論上は併合前の 5 倍となります。

Q5．株式併合による所有株式数の減少により、受け取る配当金は減りませんか？

A5．株主様の株式併合後の所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合の割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受取になれる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q6 に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q6．株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A6．株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数を 5 株を 1 株に併合した株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生

（平成 29 年 7 月 1 日予定）により、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決件数	所有株式数	議決件数	端数株式
例	3,000 株	3 個	600 株	6 個	なし
例	1,333 株	1 個	266 株	2 個	0.6 株
例	800 株	なし	160 株	1 個	なし
例	4 株	なし	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例、のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成29年9月上旬頃お送りすることを予定しています。

また、効力発生前の所有株式が5株未満の例の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 株式併合によって受け取る配当への影響はありますか？

A7. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q8. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A8. 株式併合後においても、単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9. 株式併合に伴い必要な手続はありますか？

A9. 特に必要なお手続はございません。

Q10. 株主優待制度はどのようなのでしょうか？

A10. 株主優待については、併合に応じて、以下のとおり発行基準を変更いたします。当該基準については、平成29年12月末日の株主名簿に記録された株主様への発行分（翌年3月下旬予定）より適用いたします。

（1）現行の優待内容

保有株式数	優待贈呈内容	贈呈実施基準
1000株以上	クオカード 5,000円分	毎年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された内容に応じ贈呈

（2）変更後の優待内容

保有株式数	優待贈呈内容	贈呈実施基準
200株以上	クオカード 2,000円分	毎年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された内容に応じ贈呈
200株以上	クオカード 5,000円分	1年以上継続保有(株主名簿に3回以上記載または記録)された内容に応じ贈呈

Q11．今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A11．次のとおり予定しております。

取締役会決議日	平成 29 年 2 月 24 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 3 月 28 日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 3 月 28 日（予定）
単元未満株式の買増停止	平成 29 年 6 月 16 日～6 月 30 日
単元未満株式の買取停止	平成 29 年 6 月 27 日～6 月 30 日
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 7 月 1 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成 29 年 7 月 1 日（予定）

（注）上記の通り、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 7 月 1 日となりますが、株式売買後の振替手続きの関係上、各証
券取引所における売買単位が 1000 株から 100 株に変更される日は
平成 29 年 6 月 28 日となります。

【お問合せ先】

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 住所 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
電話 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

またはお取引のある証券会社

掲載されている情報は、発表日現在のものです。

その後、内容が変更になっている場合がありますので、あらかじめご了承ください。